

郡山市税条例第48条の6及び第50条の5の規定における地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方税法第6条及び郡山市税条例(昭和40年5月1日条例第39号。以下「条例」という。)第48条の6又は第50条の5に規定する固定資産税の課税免除又は不均一課税(以下「課税免除等」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(課税免除等の申請)

第2条 課税免除等の適用を受けようとする納税義務者(以下「申請者」という。)は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに、課税免除の申請の場合は固定資産税課税免除申請書(第1号様式)、不均一課税の申請の場合は固定資産税不均一課税申請書(第2号様式)に以下の書類を添付して市長に提出しなければならない。

【提出書類】

共 通	ア 固定資産税課税免除申請書(第1号様式) 又は、固定資産税不均一課税申請書(第2号様式) イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定通知書及び申請書(写) ウ 法人税の確定(修正)申告書一式(写)(減価償却資産明細書(写)を含む。 エ 当該法人の設立を証する書類又は当該法人登記簿謄本(写) オ 特別償却をしない理由書(特別償却をしない場合) カ 会社概要(パンフレット等) キ その他市長が必要と認める書類
土 地	ア 土地の位置図 イ 敷地となる土地における家屋の配置図 ウ 家屋の建築面積を確認できる書類 エ 土地の取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったことを確認できる書類(契約書(写)等) オ 登記簿謄本(写)
家 屋	ア 家屋の平面図 イ 登記簿謄本(写)
償却資産	ア 新設又は増設した機械等の配置図

2 前年度に課税免除等の適用を受け、当該年度も引き続き課税免除等の適用を受けようとする申請者は、前年度の対象施設等及び提出済みの書類に変更がない場合、前項に掲げる申請書に加え、固定資産税課税免除・不均一課税管理表(第3号様式)を提出するものとする。

3 提出場所は、税務部資産税課とする。

(課税免除等の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、提出書類の審査及び必要に応じ実地調査を行い、課税免除等の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により課税免除等の可否を決定したときは、申請者に対し、固定資産税課税免除（不均一課税）決定通知書（第4号様式）又は、固定資産税課税免除（不均一課税）不決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（課税免除等の取消し）

第4条 市長は、固定資産税の課税免除等を受けた者が、虚偽の申請その他不正な行為があったときは、当該課税免除等の措置を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により課税免除等を取消したときは、固定資産税課税免除（不均一課税）の取り消し通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（課税免除等額の返還等）

第5条 市長は、前条の規定により課税免除を取消したときは、申請者に対し課税免除した額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条の規定により不均一課税を取消したときは、申請者に対し条例第50条に規定する税率により算定した固定資産税の全部または一部の納付を命ずるものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月5日から施行する。

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

郡山市長

納税義務者

住所又は所在地

氏名又は
名称及び代表者氏名

電 話 番 号

郡山市税条例第48条の6の規定による課税免除の適用を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

課税免除を受ける年度		年度	適用規定		郡山市税条例第48条の6(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)			
土 地	所在・地番		登記地目	用途	登記地積 対象地積	取得年月日	家屋の建設 着手年月日	
	郡山市				m ²	年 月 日	年 月 日	
					m ²			
	郡山市				m ²	年 月 日	年 月 日	
					m ²			
	郡山市				m ²	年 月 日	年 月 日	
				m ²				
家 屋	所在(家屋番号)		種類	構造	用途	延床面積	取得年月日	事業の用に 供した年月日
	郡山市 ()					m ²	年 月 日	年 月 日
	郡山市 ()					m ²	年 月 日	年 月 日
	郡山市 ()					m ²	年 月 日	年 月 日
償 却 資 産	所在	No.	設 備		数量	取得価額	取得年月日	事業の用に 供した年月日
			種類	名称				
	郡山市	1				円	年 月 日	年 月 日
	郡山市	2				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	3				円	年 月 日	年 月 日	

※1 この申請書には、新たに課税免除の適用を受ける資産のみを記載し、記入欄が不足する場合、所在欄に「別紙のとおり」と記入の上、「別紙」(土地・家屋・償却資産用)を添付し提出してください。なお、家屋の建設着手年月日は、予定の場合も含むものとします。

※2 前年度までの課税免除の適用になった固定資産について、全て別紙「固定資産税課税免除・不均一課税管理表」(第3号様式)に記載し、申請書(第1号様式)と一緒に提出してください。

● 提出書類

申請に当たっては、共通欄の書類と課税免除の適用を受けようとする課税客体(土地、家屋、償却資産)別に定められている書類を提出願います。

共通	ア 固定資産税課税免除申請書(第1号様式) イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定通知書及び申請書(写) ウ 法人税の確定(修正)申告書一式(写)(減価償却資産明細書(写)を含む。) エ 当該法人の設立を証する書類又は当該法人登記簿謄本(写) オ 特別償却をしない理由書(特別償却をしない場合) カ 会社概要(パンフレット等)
土地	ア 土地の位置図 イ 敷地となる土地における家屋の配置図 ウ 家屋の建築面積を確認できる書類 エ 土地の取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったことを確認できる書類(契約書(写)等) オ 登記簿謄本(写)
家屋	ア 家屋の平面図 イ 登記簿謄本(写)
償却資産	ア 新設増設した機械等の配置図

<注意事項>

①表面下の但し書※2において、継続資産のみの申請となる場合は、申請書(第1号様式)表面の届出日、納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名、電話番号、課税免除を受ける年度を記載し、固定資産(土地等)欄は空欄のまま、「固定資産税課税免除・不均一課税管理表」(第3号様式)に継続資産を記載し、一緒に提出してください。

②提出書類のうち、次の書類について、未交付(未申告)等のため提出できない場合は、書類の取得後(申告後)、速やかに提出してください。なお、提出予定日を記入してください。

提出資料	提出予定日
法人税の確定(修正)申告書一式(写)(減価償却資産明細書(写)含む。)	年 月 日
その他()	年 月 日

● 申請期限

申請期限は、課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の**3月20日(土・日・祝日の場合は翌平日)まで**。
継続して課税免除の適用を受けようとする場合、毎年、申請が必要です。

● 提出先

郡山市税務部資産税課 (市役所西庁舎2階)
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 024-924-2091 ファクシミリ 024-935-5320 メール shisanzei@city.koriyama.lg.jp

別紙

所 在	No.	設 備		数量	取得価額	取得年月日	事業の用に 供した年月日
		種 類	名 称				
郡山市	4				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	5				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	6				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	7				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	8				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	9				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	10				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	11				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	12				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	13				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	14				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	15				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	16				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	17				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	18				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	19				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	20				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	21				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	22				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	23				円	年 月 日	年 月 日

償
却
資
産

固定資産税不均一課税申請書

年 月 日

郡山市長

納税義務者 住所又は所在地

氏名又は
名称及び代表者氏名

電 話 番 号

郡山市税条例第50条の5の規定による不均一課税の適用を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

不均一課税を受ける年度		年度	適用規定		郡山市税条例第50条の5(地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例)			
土 地	所在・地番		登記地目	用途	登記地積 対象地積	取得年月日	家屋の建設 着手年月日	
	郡山市				m ²	年 月 日	年 月 日	
	郡山市				m ²	年 月 日	年 月 日	
	郡山市				m ²	年 月 日	年 月 日	
	郡山市				m ²	年 月 日	年 月 日	
	郡山市				m ²	年 月 日	年 月 日	
家 屋	所在(家屋番号)		種類	構造	用途	延床面積	取得年月日	事業の用に 供した年月日
	郡山市 ()					m ²	年 月 日	年 月 日
	郡山市 ()					m ²	年 月 日	年 月 日
	郡山市 ()					m ²	年 月 日	年 月 日
償 却 資 産	所在	No.	設 備		数量	取得価額	取得年月日	事業の用に 供した年月日
			種類	名称				
	郡山市	1				円	年 月 日	年 月 日
	郡山市	2				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	3				円	年 月 日	年 月 日	

※1 この申請書には、新たに不均一課税の適用を受ける資産のみを記載し、記入欄が不足する場合、所在欄に「別紙のとおり」と記入の上、「別紙」(土地・家屋・償却資産用)を添付し提出してください。なお、家屋の建設着手年月日は、予定の場合も含むものとします。

※2 前年度までの不均一課税の適用になった固定資産について、全て別紙「固定資産税課税免除管理表・不均一課税管理表」(第3号様式)に記載し、申請書(第2号様式)と一緒に提出してください。

● 提出書類

申請に当たっては、共通欄の書類と不均一課税の適用を受けようとする課税客体(土地、家屋、償却資産)別に定められている書類を提出願います。

共通	ア 固定資産税不均一課税申請書(第2号様式) イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定通知書及び申請(写) ウ 法人税の確定(修正)申告書一式(写)(減価償却資産明細書(写)を含む。) エ 当該法人の設立を証する書類又は当該法人登記簿謄本(写) オ 特別償却をしない理由書(特別償却資をしない場合) カ 会社概要(パンフレット等)
土地	ア 土地の位置図 イ 敷地となる土地における家屋の配置図 ウ 家屋の建築面積を確認できる書類 エ 土地の取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったことを確認できる書類(契約書(写)等) オ 登記簿謄本(写)
家屋	ア 家屋の平面図 イ 登記簿謄本(写)
償却資産	ア 新設増設した機械等の配置図

<注意事項>

①表面下の但し書※2において、継続資産のみの申請となる場合は、申請書(第2号様式)表面の届出日、納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名、電話番号、不均一課税を受ける年度を記載し、固定資産(土地等)欄は空欄のまま、「地域活力向上地域における固定資産税不均一課税管理表」(第3号様式)に継続資産を記載し、一緒に提出してください。

②提出書類のうち、次の書類について、未交付(未申告)等のため提出できない場合は、書類の取得後(申告後)、速やかに提出してください。なお、提出予定日を記入してください。

提出資料	提出予定日
法人税の確定(修正)申告書一式(写)(減価償却資産明細書(写)含む。)	年 月 日
その他()	年 月 日

● 申請期限

申請期限は、不均一課税の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日(土・日・祝日の場合は翌平日)まで。継続して不均一課税の適用を受けようとする場合、毎年、申請が必要です。

● 提出先

郡山市税務部資産税課 (市役所西庁舎2階)
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
電話 024-924-2091 ファクシミリ 024-935-5320 メール shisanzei@city.koriyama.lg.jp

別紙

所 在	No.	設 備		数量	取得価額	取得年月日	事業の用に 供した年月日
		種 類	名 称				
郡山市	4				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	5				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	6				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	7				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	8				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	9				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	10				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	11				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	12				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	13				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	14				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	15				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	16				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	17				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	18				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	19				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	20				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	21				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	22				円	年 月 日	年 月 日
郡山市	23				円	年 月 日	年 月 日

償
却
資
産

固定資産税 課税免除管理表

不均一課税

納税義務者（氏名又は名称）：

電話番号（日中の連絡先）：

課税免除・不均一課税 対象年度		年度 ~ 年度		取得期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
土地		所在・地番		登記地目	登記地積 (㎡) 対象地積 (㎡)	家屋の建設 着手年月日	取得年月日	除却等 の有無	開始 年度 (和暦)
家屋		所在(家屋番号)		種類	構造	延床面積 (㎡)	取得年月日		
償却資産	No.	種類	名称		数量	取得価額 (円)	事業の用に供した年月日		
土地						年 月 日	年 月 日	有・無	
						年 月 日	年 月 日	有・無	
						年 月 日	年 月 日	有・無	
家屋							年 月 日	有・無	
							年 月 日	有・無	
							年 月 日	有・無	
償却資産 (*)	1						年 月 日	有・無	
	2						年 月 日	有・無	
	3						年 月 日	有・無	
	4						年 月 日	有・無	
	5						年 月 日	有・無	
	6						年 月 日	有・無	
	7						年 月 日	有・無	
	8						年 月 日	有・無	
	9						年 月 日	有・無	
	10						年 月 日	有・無	
	11						年 月 日	有・無	
	12						年 月 日	有・無	
	13						年 月 日	有・無	
	14						年 月 日	有・無	
	15						年 月 日	有・無	
	16						年 月 日	有・無	
	17						年 月 日	有・無	
	18						年 月 日	有・無	
	19						年 月 日	有・無	
	20						年 月 日	有・無	
償却資産合計件数		件 ←最終頁に、償却資産で継続する合計件数(免除1年度目以降の継続分)を記載してください。							
(*) 償却資産の所在(設置場所)									

【記載上の注意事項】

- (1) この管理表は、前年度までの課税免除・不均一課税の適用となった固定資産について、全て記載してください。
- (2) 「除却等の有無」の欄については、申告を行う年の1月1日現在の状況で該当する資産に○をつけてください。除却等には、取り壊しや廃棄のほか、市外への移動、売却等による所有権移転、対象事業の用に供しなくなった場合も含まれます。
- (3) この様式中の土地、家屋、償却資産の記載欄の増減は、適宜調整してください。

第4号様式（第3条関係）

郡山市指令資第 号

（申請者住所）

（申請者氏名）

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の課税免除（不均一課税）については、下記のとおり決定したので、郡山市税条例第48条の6の規定における郡山市税条例第48条の6及び第50条の5の規定における地方活力向上地域の固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する事務取扱要領第3条第2項の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長

印

記

- 1 課税免除（不均一課税）する固定資産及び課税標準額、課税免除（不均一課税）額
- 2 課税免除（不均一課税）する年度 年度課税分

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - （1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、（1）から（3）までの場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第3条関係）

郡山市指令資第 号

（申請者住所）

（申請者氏名）

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の課税免除（不均一課税）については、下記のとおり免除しないことを決定したので、郡山市税条例第50条の5の規定における地方活力向上地域の固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する事務取扱要領3条第2項の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長

印

記

1 課税免除（不均一課税）をしない固定資産

2 課税免除（不均一課税）をしない理由

備考

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、（1）から（3）までの場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第4条関係）

郡山市達資第 号

（申請者住所）

（申請者氏名）

年 月 日付けの固定資産税課税免除（不均一課税）決定通知書については、下記により取消すことを決定したので、郡山市税条例第48条の6及び第50条の5の規定における地方活力向上地域の固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する事務取扱要領第4条第2項の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長

印

記

1 課税免除（不均一課税）を取消す固定資産

2 課税免除（不均一課税）を取消す理由

備考

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、(1)から(3)までの場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。